



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第36回 安倍首相の憲法観と歴史認識の問題点

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)

安倍首相の就任以来、その憲法観、歴史観に関わる発言が取りざたされている。2014年(平成26年)2月3日及び2月12日の立憲主義を蔑ろにする発言の問題点は、既に2月19日に当会会長声明でも指摘されており、未読の会員はご確認いただきたい。

本稿では、昨年4月24日の参院予算委員会において村山談話の継承をめぐる「侵略という定義は学会的にも国際的にも定まっていない」とした安倍首相の発言の問題点を指摘したい。

まず、現在、侵略戦争“War of Aggression”の定義は、1974年の国連総会決議3314でほぼ定まっており、安倍首相の発言は端的に誤っている。同決議は、概略、正当化事由の無い他国領土や軍隊等に対する先制武力行使を侵略戦争としている。

もっとも、この定義は戦前の日本に遡及適用できないという反論は可能であろう。しかし、1928年のパリ不戦条約以降、「計画的な先制攻撃が侵略である」という法規範意識は存在しており、旧日本軍の行為は同条約違反の違法な侵略といわざるをえない。

たしかに、同条約は自衛戦争が許されることを前提とし、また、何が自衛戦争にあたるかの解釈は各国にゆだねられるとされていた。しかし、明らかに無理な解釈が許されるならば、条約は全く無意味なものとなる。したがって、各国の解釈も条約の戦争違法化の精神に則って行われるべきことは自明である。

すなわち、第一次大戦の惨禍と不毛を踏まえ、戦争を違法なものとした同条約は、「戦争を開始する先制攻撃」を違法行為、すなわち侵略(戦争)に該当し許されない、「これに対抗する武力行使」は自衛戦争として許される、と定めていると解釈する

のが自然である。この解釈が受け入れられていたことは、逆説的であるが、不戦条約を蹂躪したナチスドイツが1939年ポーランド侵攻の際にポーランド軍の攻撃を偽装して宣伝したこと、ソ連も1940年フィンランド攻撃に際してフィンランド軍の攻撃を偽装したことなどからも明らかである。なお、旧日本軍も、満州事変に際し東北軍閥の攻撃を偽装している。

これに対し、戦前の日本に対米戦を決意させた石油禁輸は、単なる経済制裁であり、武力行使でなく、侵略にはあたらない(軍艦による海上封鎖は武力行使)。当時、アメリカにもオランダにも日本に石油を輸出する義務は無い。中華民国と戦争中の状況で、インドネシア等に対する侵略の足場としか解釈できない(事実であった)南部仏印進駐を行った日本は、石油禁輸を批判する道義的根拠を有していなかった。

日本は、1941年12月、アメリカ、イギリス、オランダ、タイのいずれからの武力攻撃も受けていない状態で、計画的に先制攻撃に踏み切ったのであるから、これが違法な侵略戦争にあたることは否定しようがないのである。

安倍首相と自民党は、「自衛」の名による武力行使を辞さない憲法改正(明文、解釈)を志向している。しかし、前述の通り、太平洋戦争が侵略であったかどうかについて曖昧な態度をとる状況では、再び「自衛」の名の下に戦争に踏み出す恐れが無いとは言えない。戦争責任や歴史認識についての議論を蒸し返し、先の戦争に対する真摯な反省を欠いたまま憲法改正に手をつけることは、東アジアの平和に対する深刻な脅威であり、許されないことである。